



ゴルフ場利用約款

株式会社太平洋クラブが運営するコース、クラブハウス、宿泊施設、乗用カート等のゴルフ場施設(以下、ゴルフ場という)をご利用のお客様(会員、非会員を問わない)は、快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、太平洋クラブ会則、細則等による他、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

利用契約の成立

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、別に定める予約手続きを経て、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿にご本人が署名またはメンバーズカード提出等によりご利用の申込みをして下さい。これにより、当ゴルフ場が利用される方に、ロッカーキーおよびスコアカードホルダーをお渡ししたときに、利用契約が成立します。

利用の申込

第2条 当ゴルフ場をご利用されるときは、ご利用のご案内等で定める方法での予約が必要です。ただし、次の場合には、予約申し込みの受付をお断りします。

- 1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 2) 天災、悪天候、事故その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 3) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)に所属していると認められるとき。
- 4) 申込者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞があると認められるとき。
- 5) 偽名または他人名義で申込みをしたとき。

違約金等

第3条 予約をキャンセルされる場合等の違約金手続きについては、当ゴルフ場のご案内等で定める規定に従っていただきます。

利用の拒絶

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りいたします。

- 1) 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 2) 非会員については、会員の同伴または紹介等がないとき。
- 3) 天災、事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- 4) 利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- 5) 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- 6) 利用者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞があると認められるとき。
- 7) 偽名または他人名義で申込みをしたとき。
- 8) 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
- 9) その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

利用継続の拒絶

第5条 当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りいたします。

- 1) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 2) 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないと判断されるとき。
- 3) 施設の利用開始後、第4条に該当するものが判明したとき。
- 4) 技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- 5) その他本約款に違反したとき。

ゲスト(非会員)の利用

第6条 ゲスト(非会員)のゴルフ場内における行為は、同伴若しくは紹介会員の行為と見做し、本約款に違反した場合は全て、同伴若しくは紹介の会員が責任を負っていただきます。

休業日、開場時間、スタート時間

第7条 当ゴルフ場の休業日と開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定める所によります。ただし、臨時的に変更することがあります。

利用料金の支払い

第8条 料金の支払いは、邦貨またはゴルフ場が認めた小切手・クレジットカードによりフロントにて行っていただきます。

金銭その他貴重品

第9条 金銭その他貴重品については、備え付けの貴重品ロッカーをご利用下さい。

又は、所定封筒に記名封印の上、フロントにお預け下さい。

- 1) 貴重品ロッカーご使用に際しては「貴重品ロッカー使用約款」を遵守の上ご使用下さい。
- 2) 所定封筒によりフロントにお預けの場合、お預り品は預り証のご持参の方に対して、預り証を引き換えにお返しいたします。この場合は、当ゴルフ場のお預り品に対する責任は免責されたこととなります。
- 3) 第2項の方法にてお預り品を受領された方は、その場で必ず記名封印をご確認の上、開封して下さい。
- 4) 第2項の預り証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。なお、届け出前に第三者が既に預り証によりお預り品を引き換えた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

携帯品、自動車

第10条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難、損傷については責任を負いません。

ロッカーの使用・鍵

第11条 ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他の貴重品の盗難については責任を負いません。また、ロッカーの鍵はゴルフ場でお預りいたしませんので、ご自身でお持ち帰りまで保管(携帯)して下さい。ロッカーの鍵紛失の場合は直ちに届け出て下さい。

宅配便の事故

第12条 宅配便に就いてはその物品の受領、保管、発送等において、当ゴルフ場はあくまで当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

乗用ゴルフカートの利用

第13条 1) 乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運行を遵守し、プレー目的以外の使用は、お断りします。運転は自動車の運転免許証取得者のみとします。また、運転者およびその他の利用者は別に定める乗用ゴルフカート利用約款を遵守して下さい。

2) 乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場が定める場所以外の通行を禁止します。

3) 利用者は、乗用ゴルフカートに故障等がある場合、またその虞がある場合、速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出下さい。

4) お客様の故意または過失を起因とする事故については一切の責任を負いません。またこの場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

宿泊施設の利用

第14条 宿泊施設の利用に就いては本約款の他、別に定める利用規則、宿泊約款を厳守の上ご利用下さい。

危険防止責任とエチケットマナーの厳守

第15条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイス及び安全確認の合図の如何にかかわらず自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

ティイング・グラウンドにおける素振り

第16条 素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさないで下さい。特に、打者以外のプレーヤーはみだりにティイング・グラウンドに立ち入らないで下さい。

前方組への打込み禁止

第17条 前方組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し安全確認の上、前方組に絶対に打ち込まないように打球して下さい。

キャディ・フォアキャディ及び信号機等の合図

第18条 キャディ・フォアキャディ及び信号機等の合図は先行組が通常第2打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合図でありますから、合図があっても打者は、自己の飛距離を自分で判断して安全確認の上、打球して下さい。

打者の前方に出ないこと

第19条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。また、他のプレーヤーの打球に十分注意して、危険回避して下さい。

隣接ホールへの打込み

第20条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

退避及び退避所

第21条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避して下さい。

ホールアウト後の退去

第22条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んで下さい。

プレーの進行

第23条 プレーの進行については特に注意して、前の組と1ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは5分以内をお願いします。

雷鳴が近づいた場合

第24条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員からの指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

プレー開始前、終了後のクラブの確認

第25条 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合は、クラブ及び携帯品を点検し、間違いないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷、取壊等について、ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

火気使用の禁止

第26条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃えがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

違反の場合の責任

第27条 当ゴルフ場は次の場合には損害賠償の責任を負いません。

- 1) 利用者が第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条及び第26条に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合。
- 2) 利用者が第13条、第14条、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、及び第26条に違反して自ら損害等の被害を受けた場合。

施設に損害を与えた場合

第28条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

ゴルフ場内への持込品禁止

第29条 ゴルフ場内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- 1) 動物ペット類
- 2) 悪臭を放つもの
- 3) 鉄砲刀剣類
- 4) 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- 5) 騒音を発するもの
- 6) ゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの
- 7) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

行為の禁止

第30条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- 1) 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- 2) 物品販売、宣伝広告等の行為。(特に許可する場合は除く)
- 3) 他人に迷惑を及ぼし、又は、不快感を与える行為。
- 4) 利用者以外(含ギャラリー)のコース内への立入り。(特に許可した場合は除く)尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷病等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- 5) カメラ、ビデオ等による撮影、録音等の行為。(特に許可する場合は除く)